

医薬品単価契約仕様書

- 1 物品名 医薬品
(品目については別紙、医薬品見積書のとおり)
- 2 納入場所 宇和島市立津島病院 薬局、透析室
- 3 契約期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- 4 見積に当たっての留意事項
 - (1) 本件見積合せに参加を希望する事業者は、「医薬品見積書」(以下見積書)を当院ホームページからダウンロードすること。
 - (2) 見積価格は消費税及び地方消費税を除いた金額を記入し、見積提出期限までに電子データを宇和島市立津島病院事務局総務係宛てに電子メールで提出すること。tsushima-hp@city.uwajima.lg.jp また、見積書は印刷し、上部を袋とじてから書面でも提出すること。
 - (3) 包装薬価、値引率も記入すること。
 - (4) 包装数は変更しないこと。
 - (5) 最低1品目から見積提出可とする。
- 5 発注及び納品等について
 - (1) 年間購入予定数量は購入数量を保証するものではない。しかし、予定数を参考に安全かつ安定した供給体制を確保すること。
 - (2) 供給者は、発注者が指定する日時に、指定する数量の医薬品を納入できること。
(納品日厳守)
 - (3) 医薬品を納品した際は、事務局で検収を受け納品書も提出すること。
 - (4) 供給者は、緊急時、休日、時間外の発注にも速やかに納入できること。
(緊急時は注文してから原則6時間以内に納品すること)
 - (5) 発注は、当院からFAXまたは電話と文書により行う。
 - (6) 返品について可能な限り応じるように努めること。
 - (7) 使用期限の短い(一年未満)医薬品の納品に関しては、宇和島市立津島病院薬剤師と随時相談し納品の許可をもらうこと。
 - (8) 単価契約を締結した後に医薬品が製造中止等の理由により供給できない場合は、別途協議のうえ、同等以上と認められる医薬品を供給するものとする。
- 6 業者の決定等について
 - (1) 1品目ごとに見積単価が最低である業者を決定業者とする。

7 代替品の提案受付、価格交渉等

- (1) 契約期間中であっても薬価改定等により市場価格に変更があった場合、契約価格の見直しを行うことがある。また当院が必要と判断した場合にも、契約価格の見直しを行うことがある。
- (2) その他の詳細については、品目ごとに協議し決定する。